

来年度より配分金振込 ゆうちよ銀行 手数料が有料になります。



現在、会員の皆様の配分金の振込先は、ゆうちょ銀行(郵便局)か会津よつば農業協同組合のいずれかをお願いしております。来年度(2022年4月1日)以降、ゆうちょ銀行は現在の給与振込から総合振込扱いとなり、毎月1件ごとに66円の振込手数料がかかることとなります。

会津よつば農業協同組合利用者との兼ね合い、そして年間約8万円の手数料支出は事業実績減少の中、事務局負担は財政上厳しい状況と判断しています。

ゆうちょ銀行から会津よつば農業協同組合(高田支店・永井野支店・本郷支店・新鶴支店)に振込先を変更していただくのもひとつの選択肢となりますので、ご検討くださいますようお願いいたします。



熱中症には十分注意を！！安全最優先で！！



今年度から環境省と気象庁は「熱中症警戒アラート」の全国運用を開始しました。警戒アラートが発令されたら、日中の活動は原則中止し、周囲に人がいなければマスクも外し、水分補給はこまめに喉が渇く前に！塩分補給も！！

会員さん不足です



草刈り(機械)、草むしり、庭木剪定、

除草作業後の運搬作業、果樹せん定、摘果等のできる会員さんを探しています。職種替えを希望している会員さんや新規会員のご紹介をお願いいたします！



インボイス制度の影響と課題について

今年の3月発行事務局だより（第8号）でお伝えしておりましたインボイス制度ですが、今後のシルバー事業、会員（個人事業主）への影響が懸念されています。令和5年10月導入に向けて、県シルバー人材センター連合会は県下のシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を内容とする標記意見書の提出を福島県に請願する予定となっています。

配分金には消費税が含まれています！

消費税率引き上げにより受取金額が変わります

現在会員が受け取る配分金には就業したことによる報酬（配分金）とその報酬（配分金）に係る消費税が含まれています。

本来、会員は受け取った配分金に係る消費税は税務署に申告納税する必要がありますが、消費税法上、課税売上として受け取る金額が、年間1000万円以下であるため免税業者として取り扱われ、申告納税する必要がありません。

令和元年10月の消費税率引き上げにより消費税が8%から10%になりました。そのため会員が受け取る配分金等についても消費税が引き上げられ、受け取る金額が増加しました。

しかし、今後令和5年10月には適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定です。これにより会員が受け取る配分金に係る消費税の扱いについても変わっていく可能性があります。現時点ではまだ不明な点があるため、制度がはっきりした時点で、あらためて説明の場を設ける予定です。

事務局だより8号掲載(令和3年3月5日発行)

<次年度 アメシロ防除について(就業会員不足)>

アメシロ防除を請負っていますが、地区によっては5~6名希望の区があり、会員不足により手配に苦慮しています。

区長さんらとお知り合いの方は、会員不足の現状と夏の酷暑の中の作業でもあり、次年度からは区が中心となった対応をお願いしたいと事務局では考えていることをお話していただきたいです。アメシロに限らず会員不足が喫緊の課題です。

